

平成25年（行ウ）第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ、外383名

被告 国

訴えの変更申立書

2017年7月12日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二三夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



復代理人

弁護士 谷 次 郎



頭書事件について、原告らは下記の通り請求の趣旨を変更する。

第1 変更後の請求の趣旨

- 1 被告の処分庁原子力規制委員会が平成29年1月18日付で訴外九州電力株式会社に対してした玄海原子力発電所3号機及び4号機にかかる発電用原子炉の設置変更許可を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 変更後の請求の原因

追って準備書面で明らかにする。

以上